

# 年末調整のご案内

関与先各位

2004年11月  
酒井啓司税理士事務所  
Tel 089-931-3235  
E-mail info@sakai-z.com

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、いろいろあった平成16年もあと1月あまりを残すだけとなり、恒例の年末調整の作業が近づいてまいりました。本年の作業の概要は別紙の通りとなっております。基本事項は以下の文章を参考としていただき、詳細は「手引き」等をご確認下さい。なお、不明な点がございましたら、私どもの事務所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成16(2004)年分最終の源泉所得税納付期限は・・・

来年 平成17(2005)年

毎月納付 1月11日(月)  
納期特例 1月20日(木)

平成16年度分の改正は・・・

## ■配偶者特別控除の廃止

配偶者の所得38万円(給与収入103万円)未満の場合に適用される配偶者特別控除は平成16年から廃止されています。従来の配偶者控除のみが適用となります。今後の改正につきましては、重要なものについてわかり次第ご案内いたします。

## 年末調整業務を私どもにご依頼になっているお客様へ!

税務署から送られてくる年末調整関係の書類(A4サイズ封筒)は、事前に案内はがきをいただいたお客様についてのみ手配を完了しております。他のお客様につきましては、後日封筒が会社宛に直送されますので、そのまま保管しておいてください。

## 1. 年末調整とは

「年末調整」とは、1年間(1/1～12/31)の給料と源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給料で預かった源泉所得税との差額を精算する作業をいいます。

## 2. 年末調整の対象者

年末調整の対象となる方は、事業所が給料を支払っている役員・従業員の方で、今年の12月まで在籍した方です。なお、下記に該当するような方は対象となりません。

- ① 年間の給与収入金額が、2,000万円を超える方
- ② 2ヵ所以上から給与をもらい、他の事業所で年末調整をされる方
- ③ 年の途中で退職された方
- ④ 非居住者(今年、外国での生活期間が長い方)

## 3. 計算に必要な書類

年末調整の対象となる方について、下記資料をそろえてください。

平成 17 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

**全員提出です！**

ご本人・扶養対象となるご家族の名前等を記入します。

生命保険・損害保険・社会保険料等の控除を計算する書類で、証明書等を添付してください。

平成 16 年分 給与所得者の保険料控除申告書

平成 16 年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書

配偶者に収入がある場合、注意してください。

平成 16 年分 給与所得者の住宅借入金等控除等申告書

**お忘れなく**

(途中入社の方について) 前の職場の源泉徴収票

前年以前に住宅ローン控除を受けられた場合、税務署から送られてきます。

#### 4. 扶養控除について

- (1) 扶養控除の対象となるのは、概ね下記のようなケースです。  
1年間の給与収入 103 万円以下・年金収入 178 万円以下(年齢 65 歳未満の場合 108 万円以下)であること
- (2) その他、年齢・身体等の障害・配偶者との死別等のケースで加算されることがあります。  
今年の異動に注意して、正確に用紙を記入してください。



#### 5. 保険料控除について

- (1) 生命保険料・損害保険料の控除については、保険会社から送られてきた「保険料控除証明書」が必要です。この書類は、毎年 10 月頃に送付されるのが一般的ですが、紛失されると、控除の計算ができません。その場合は、保険会社に連絡して再発行を依頼してください。生命保険料控除には、一般用と年金用の 2 種類があります。
- (2) 社会保険料控除について、給与で控除される社会保険料以外のもの(国民健康保険・国民年金・任意継続の健康保険等)がある場合、領収書等で確認してください。
- (3) 小規模企業共済等掛金控除がある場合、共済から送付された控除証明書を添付する必要があります。なお、個人型確定拠出年金個人型(給与天引きを除く)に加入された方も、国民年金基金連合会から控除証明書が発行されますので、添付してください。

★改正により上乗せ部分が廃止となっています！

#### 6. 配偶者特別控除について

配偶者の給与収入が 103 万円超 141 万円未満の場合(年金では 65 歳以上で 178 万円超 216 万円未満・65 歳未満で 108 万円超 146 万円未満)、配偶者特別控除が適用されます。なお、青色事業専従者給与については、配偶者控除・配偶者特別控除ともに受けることができません。

#### 7. 住宅借入金等特別控除について

平成 15 年中に借入金で住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を平成 16 年 3 月の確定申告で申告された方<sup>1</sup>は、今年から年末調整で税額控除を行うことになります。税務署から送付された「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」と借入金のある金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。紛失された場合は、各金融機関で再発行してもらってください。なお、借入金の全額を返済したような場合は、この控除を適用することはできません。



<sup>1</sup> 過去に借入金等で住宅を取得された場合は別途ご相談ください。

## 8. 期限について

年末調整自体に期限はありませんが、1枚目にありますように、来年1月11日または20日には源泉所得税を納める必要がありますので、遅くとも来年早々には計算を実施する必要があります。

## 9. 定率減税について

今年は下記の内容で定率減税が実施されています。会社で計算される場合にはお忘れにならないようご注意ください。

	所得税	住民税
平成 16 年分	20%(最高 25 万円)	15%(最高 4 万円)

上記の減税措置は、毎月の徴収分ですでに実施されています。

## 10. 医療費控除等について

ご本人またはご家族が病気やけがなどで医療費を負担された場合、学校や政党などに寄付をされた場合、災害等で損失が発生した場合、一定の条件の下で所得控除の対象となります。ただし、これは年末調整ではなく、**確定申告で処理**することになります。この場合、領収書等が必要になりますので、整理の上、申告の作業をお願いいたします。

## 11. 扶養対象者の所得について

扶養控除対象者につきましては、後日税務署から誤りが指摘される場合があります。この場合、納税義務は会社にあり、訂正する場合は会社がいったん源泉税を納めることになります。最終的には個人から徴収できますが、トラブルになる例が見受けられますので、扶養対象者の方の年収はできるだけ正確にご記入いただきますようお願いいたします。



## 12. 通勤手当等について

従業員の方が、通勤に交通機関を利用される場合または通勤距離が片道2km以上自動車等を利用される場合、一定金額を非課税(所得税がかからない)扱いにすることができます。また、出張にかかる日当等も非課税です。詳細は個別にお問合せ下さい。<sup>2</sup>

今後、定率減税の廃止等の増税が計画されています。家庭の資金計画は慎重に。

<sup>2</sup> 社会保険の取扱は異なりますのでご注意ください。